

おだわら市民交流センターについて

1 設置目的

当施設は、市の将来都市像である「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現のため、市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的に設置します。

2 施設の概要

平成 27 年秋、小田原駅東口お城通り地区において供用開始予定の 5 階建て駐車場施設の 1 階に、小田原駅周辺に点在する市民活動サポートセンター、女性プラザ、国際交流ラウンジの 3 つの市民利用施設を集約するとともに、市民会館本館の中小会議室機能を配置し、市民や市民活動団体、事業者など、様々な主体が交流・連携を行う施設として整備します。

3 コンセプト

この施設は、「つながる」を基本コンセプトとして掲げます。

- ①「誰でも気軽に」…つながりを生み出すきっかけの場
 - ・さまざまな形で地域に関わる人が集まる魅力を持つ。
 - ・これまで、社会貢献活動に参加したことのなかった人を引き付ける。
- ②「シェアしながら」…それぞれの思いが繋がる行動の場
 - ・空間を共有し、課題を共有しながら連携を促進する。
 - ・利用者間の交流を通じ、分野を超えた新しい協力を創出する。
- ③「地域の課題を解決する」…行動を社会貢献につなげる実現の場
 - ・地域の要望と市民活動をつなぎ、公益性の高い活動への成長を促す。
 - ・持続可能な自立した活動への成長を促すため、活動団体の組織形態の見直しを支援する。

4 施設の機能

本施設では、地域で活動している人同士の交流や市民活動団体、自治会、事業者などの団体同士の連携、駅に近い立地を生かした情報発信などを促進し、活動の広がりや新しい発想から、より公益性の高い活動の創出を支援するため、次の 6 つの機能を充実させていきます。

拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な打ち合わせや活動内容の発表などの活動と交流の場を提供 ・多様な市民活動や事業者による社会貢献活動などの企画展示
相談・支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを始めたい人への相談対応や団体運営についてのアドバイスなど、市民活動に関する幅広い相談の受け付け
協働支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体と、行政や事業者などの連携を支援 ・市民や市民活動団体などに直接働きかけ、新たな協働を創出
学習・体験機能	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画立案や集客力向上の手法など、活動を発展させるための講座の実施 ・誰でも参加できるボランティア体験機会の提供
交流・コーディネート機能	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ分野で活動する団体間や分野、業種を超えた交流機会の提供 ・さまざまな活動と情報、人、場所といった地域資源を結びつけるための調整
情報の集約・発信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな活動情報の集約と発信 ・新たな交流や参加につながる情報誌の発行やインターネットツールの活用

5 登録制度

施設の設置目的を果たすため、公益性の高い活動を行う団体が、ロッカーの使用（有料）や市民活動プラザの予約などができるよう、登録制度を設けます。

なお、登録を希望する団体は、公益的な活動の計画や実績を指定管理者へ提出するものとし、更新制とします。

6 市民活動プラザの運用方法

	活動エリア	交流エリア
事前予約	○	×
利用者	登録団体	誰でも
使用料	無 料	

※活動エリアが当日空いている場合は、未登録団体や個人でも使用できます。

※指定管理者が主催する事業では、全体を使用する場合があります。

7 会議室及び利用料金

市民会館の中小会議室機能を移転することから、これまでと同様に広く市民や企業等による様々な用途の使用に供し、利用料金は有料とします。なお、入場料等を徴収する場合、または販売を行う場合は加算します。

施設名	単 位	区 分	利用料金	
			9時～17時	17時～22時
会議室1	1時間	入場料等を徴収しない場合	800円	900円
会議室2	1時間		900円	1,100円
会議室3	1時間		700円	800円
会議室4	1時間		900円	1,100円
会議室5	1時間		500円	600円
会議室6	1時間		500円	600円
会議室7	1時間		800円	1,000円
会議室8	1時間		300円	300円
会議室9	1時間		300円	300円
会議室1～9	1時間	入場料等を徴収する場合でその額が1,000円を超える場合及び商品の販売（契約行為等を含む）を行う場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の100分の200に相当する額	
ロッカー（大）	1個1月	—	400円	
ロッカー（中）	1個1月	—	300円	
ロッカー（小）	1個1月	—	200円	

※この金額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て額を定めます。

8 開館時間

午前9時から午後10時まで

9 休館日

①毎週月曜日（その日が休日に当たるときを除く。）

②休日の翌日（その日が日曜、土曜及び休日に当たるときを除く。）

③1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日